

高知商工会館新築工事に伴う飲料自動販売機設置 公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの概要

(1) 趣旨及び特徴

来館者および会館に勤務する者へ飲料（有料）を提供するため、自動販売機を設置する。設置業者の選定は、飲料の種類、飲料配送頻度、自動販売機の不具合等への対応、(株)高知商工会館の収益や負担額、独自サービスを総合的に評価する書類審査方式により、自動販売機設置業者を選定する。

(2) 業務期間等

1年更新で最大10年間の契約を行う。

事業者選定までは高知商工会議所で行い、2階自動販売機の契約や運営は(株)高知商工会館が、4階自動販売機の契約は高知商工会議所が行う。

1ヶ月以内（予定）に契約についての協議が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて発注者と協議を行うこととなる。

＊(株)高知商工会館は、高知商工会議所が100%出資し設立した会社。高知商工会館の建物管理、駐車場管理、貸室運営、テナントとの連絡調整を行う法人です。

(3) 自動販売機設置場所等

新会館2階に1台（缶、ペットボトル自動販売機）を設置する。

設置スペースは、幅1680mm、奥行750mm、高さ（天井高さ）2700mm。

新会館4階に1台（コーヒーを中心とした紙コップ自動販売機）を設置する。

設置スペースは、幅850mm、奥行720mm、高さ1830mm。

（限界幅1,000mm、奥行765mm）

2 契約後の注意点

業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後に、受注者と発注者はそれをもとにして、具体的内容の協議と調整（金額の調整を含む）を行い、最終的な発注内容を決定するものとする。

3 資格要件

参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和7年4月1日時点で高知商工会議所の会員企業であり会費の滞納が無いこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 提案書受付期間において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法に基づく民事再生手続き開始申し立てがなされていない者。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

4 スケジュール

項目	期日
プロポーサル募集要領の公示	令和7年10月16日（木）
審査質問書受付期限	10月27日（月）
審査質疑回答	10月31日（金）までにHPで随時回答

参加申込書提出期限	11月4日(火)
企画提案書提出期限	11月25日(火)
審査結果通知【予定】	12月26日(金)までにHPで発表
契約締結	1月下旬
自動販売機設置	令和8年4月中旬頃

5 参加申込書の提出方法等

本事業の企画提案に参加を希望するものは、以下の要領にて参加申し込みを行うこと。

(1) 提出書類：

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書（様式第1号）	A4縦	正本1部

(2) 提出方法：持参、又はメール（k-shintiku@cciweb.or.jp）

(3) 提出期限：令和7年11月4日（火）午後5時（必着）

(4) 参加申込書を提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限までに、参加を辞退することができる。その場合、辞退届（任意様式）を電子メールで提出すること。また、辞退することによって、不利益な取扱いをするものではない。

6 質問と回答）

(1) 質問書の提出方法

ア 提出書類：質問書（任意様式）

イ 提出方法：電子メールにて提出。（k-shintiku@cciweb.or.jp）

※必ず電話により着信を確認すること

ウ 受付期限：令和7年10月27日（月）

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は令和7年10月31日（金）までに随時、高知商工会議所ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書作成要領

ア 企画提案書には以下の内容等をまとめ、提出をすること。企画提案書の書式は無く、各事業者独自の企画提案書を提出ください

- ・提案は2階、4階の片方か両方か
- ・想定する飲料の種類（両方提案の場合はそれぞれ具体的に記載ください）
- ・飲料の販売額（両方提案の場合はそれぞれ現時点で想定する料金を記載ください）
- ・飲料配送頻度（両方提案の場合はそれぞれの頻度）
- ・不具合等の緊急時の対応（両方提案の場合はそれぞれの対応）
- ・(株) 高知商工会館や高知商工会議所の対応
 - ＊高知商工会館および高知商工会議所として対応が必要な事項、
 - ＊高知商工会館および高知商工会議所の収入や費用
- ・独自サービス（特徴）
- ・これまでの導入実績
- ・その他

(2) 備品提案書作成の留意事項

ア アルコール飲料は販売できない

イ 色彩、写真、図の使用は自由とする。ただし、記載する図や文字は小さすぎないように配慮すること。

(3) 提出方法：電子メールにて提出。 (k-shintiku@cciweb.or.jp)

※必ず電話により着信を確認すること

(4) 提出期限：令和7年11月25日（火）

8 審査

設置業者の選定は、飲料の種類、飲料配送頻度、自動販売機の不具合等への対応、(株)高知商工会館の収益や負担額、独自サービスを総合的に評価する書類審査方式により、自動販売機設置事業者と次点者を選定する。

9 審査結果の通知

審査結果は、令和7年12月26日（金）までに、高知商工会議所ホームページ上に受付番号を掲載する。なお、選定された受託候補者については、事業所名を公表する。次点者は、受付番号のみを掲載する。

10 その他

- ・提出書類は返却しない。
- ・提出書類は、必要に応じ複写（審査委員会での使用に限る。）する場合がある。
- ・提出書類は、本プロポーザルのみに使用し、目的外には使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合は、この限りではない。
- ・企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- ・提出書類等に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- ・審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切受付けない。

11 担当部署及び問い合わせ先

住所：高知市本町1丁目6番24号 高知商工会議所

担当部署：総務企画部（担当：久保・平島・岸野）

E-mail：k-shintiku@cciweb.or.jp

Tel：088-875-1170